



島根県報

令和5年3月23日(木)

号外第34号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管告示】

島根県知事選挙の実施	2
島根県知事選挙における選挙長及びその職務代理者	2
島根県知事選挙における選挙長の勤務場所	2
島根県知事選挙における投票用紙等の様式	2
島根県知事選挙における期日前投票所又は不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名の順序のくじを行う日時及び場所	8
島根県知事選挙における選挙事務所の標札等の配色	8
島根県知事選挙における選挙運動用ビラの証紙の地模様及び色	8
島根県知事選挙における政見放送の順序のくじを行う日時及び場所	8
島根県知事選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所	8
島根県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	9
島根県知事選挙における政治活動用自動車の表示板の配色	9
島根県知事選挙における政談演説会告知のために使用する立札及び看板の類の表示板の配色	9
島根県知事選挙における政治活動用ポスターの証紙の地模様及び色	9
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数	9

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第11号**

任期満了による島根県知事選挙を次のとおり行う。

令和5年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

投票を行うべき日 令和5年4月9日

島根県選挙管理委員会告示第12号

令和5年4月9日行う島根県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和5年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

島根県知事選挙選挙長

島根県松江市 大野敏之

島根県知事選挙選挙長職務代理者

島根県松江市 今岡重之

島根県選挙管理委員会告示第13号

令和5年4月9日行う島根県知事選挙における選挙長の勤務する場所は、次のとおりである。

令和5年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

島根県松江市殿町1番地 島根県庁

島根県選挙管理委員会告示第14号

令和5年4月9日行う島根県知事選挙における期日前投票及び不在者投票用投票用紙、点字用投票用紙、仮投票用封筒、投票用封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒、特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒の様式を次のとおり定める。

令和5年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

期日前投票及び不在者投票用投票用紙

令和五年四月九日執行

島根県知事選挙投票

島根県選挙管理委員会之印

○ 注 意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

表

候 補 者 氏 名

備考
 一 印刷は黒色刷りとし、用紙は白色合成紙とする。
 二 寸法は、縦約十二・八センチメートル、横約九・一センチメートルとする。

点字用投票用紙

点字投票

令和五年四月九日執行

島根県知事選挙投票

島根県選挙管理委員会之印

○ 注 意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

表

候 補 者 氏 名

備考
 一 印刷は黒色刷りとし、用紙は薄黄色（特厚口）上質紙とする。ただし、点字投票である旨の文字表示は赤色刷りとし、点線枠の部分に「知事」の文字を黒色刷りした透明シールに公職選挙法施行令別表第一に規定された点字により「チジ」と表示したものを貼付する。
 二 寸法は、縦約十二・八センチメートル、横約九・一センチメートルとする。

裏 表

仮投票用封筒

備考

三二一
寸法は、縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

押印は、黒色刷りとし、用紙は白色（中厚口）上質紙とする。

島根県選挙管理委員会之印

投票者氏名

投票所

裏 表

投票用封筒
外封筒

投票年月日 令和 年 月 日 投票場所 何の場所

不在者投票管理者（職・氏名）
都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長
（何々（船舶その他施設の名称及び不在者投票管理者を記載する）と。）

立会人氏名

令和 5 年 4 月 9 日 執行
島根県知事選挙
不在者投票
(外封筒)

島根県選挙管理委員会之印

投票者氏名

投票区名
選挙人名簿登録番号
男女別
男 女

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

裏 表

備考

一 印刷は黒色刷りとし、用紙は白色（中厚口）上質紙とする。

二 押すべき印は、縦式とする。

三 縦約十六センチメートル、横約九・九センチメートルとする。

四 筒内封筒は、封入した投票用紙が透けないものとする。

(内封筒)

注意

この封筒には、何も記載しないでください。

この封筒に記載すみの投票用紙を入れ、封をした
うえ、外封筒に入れてさらに封をしてください。

内封筒（投票用封筒、郵便等による不在者投票及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒共通）

裏 表

島根県選挙管理委員会之印

令和 5 年 4 月 9 日 執行
島 根 県 知 事 選 挙
郵便等による不在者投票
(外封筒)

投票記載年月日 令和何年何月何日

投票記載場所 何 市 町 何 郡 何 村 何 番 地

右の年月日及び場所において自ら投票の記載をいたしました。

投票者 氏 名

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票区名
選挙人名簿登録番号
男女別
男 女

郵便等による不在者投票における投票用封筒

外封筒

裏 表

備考

一 印刷は黒色刷りとし、用紙は白色（中厚口）上質紙とする。ただし、代理記載用である旨の文字表示は緑色刷りとする。

二 押すべき印は刷込式とする。

三 寸法は、縦約十八センチメートル、横約十・三センチメートルとする。

島根県選挙管理委員会之印

令和5年4月9日執行
島根県知事選挙
郵便等による不在者投票
(外封筒)

代理記載用	
投票区名	
選挙人名簿登録番号	
男女別	
男 女	

投票者 氏 氏 名

代理記載人 氏 氏 名

投票記載年月日 令和何年何月何日

投票記載場所 何 何 市 町 何 何 郡 村 何 何 番 地

右の年月日及び場所において次の代理記載人をして投票の記載をさせました。

注意 投票者欄には、選挙人の氏名を記載してください。また、代理記載人欄の氏名は、代理記載人が必ず自分で書いてください。

外封筒（代理記載人による場合）

裏 表

備考

一 印刷は黒色刷りとし、用紙は白色（中厚口）上質紙とする。

二 押すべき印は刷込式とする。

三 寸法は、縦約十八センチメートル、横約十・三センチメートルとする。

不在者投票管理者（職・氏名）
何々（特定国外派遣組織の名称を記載すること。）の長

立会人 氏 氏 名

令和5年4月9日執行
島根県知事選挙
不在者投票
(外封筒)

島根県選挙管理委員会之印

投票者 氏 氏 名

投票年月日 令和 年 月 日 投票場所 何の場所

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票区名	
選挙人名簿登録番号	
男女別	
男 女	

特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒

不在者投票証明書用封筒

表

注意 この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出してください。
開封すると不在者投票はできません。

選挙人 氏 名

不在者投票証明書在中

裏

何市(町)(村) 選挙管理委員会委員長 氏 名 印

備考
二一 印刷は黒色刷りとし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。
寸法は、縦約十八センチメートル、横約七センチメートルとする。

島根県選挙管理委員会告示第15号

令和5年4月9日行う島根県知事選挙における期日前投票所又は不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和5年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

日 時 令和5年3月23日 午後6時

場 所 島根県松江市殿町1番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第16号

令和5年4月9日行う島根県知事選挙における選挙事務所の標札、選挙運動用自動車・船舶及び拡声機の表示板、個人演説会用の立札又は看板の類の表示板、乗車又は乗船する者及び選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色を次のとおり定める。

令和5年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

白地とし、文字は赤色とする。

島根県選挙管理委員会告示第17号

令和5年4月9日行う島根県知事選挙における選挙運動用ビラの証紙の地模様及びその色を次のとおり定める。

令和5年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

地模様 細紋

地模様の色 黄色

島根県選挙管理委員会告示第18号

令和5年4月9日行う島根県知事選挙における政見放送の放送順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和5年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

日 時 令和5年3月23日 午後7時

場 所 島根県松江市殿町1番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第19号

令和5年4月9日行う島根県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和5年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

日 時 令和5年3月24日 午後6時

場 所 島根県松江市殿町1番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第20号

令和5年4月9日行う島根県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

制限額 28,068,500円

島根県選挙管理委員会告示第21号

令和5年4月9日行う島根県知事選挙における政治活動用自動車の表示板の配色を次のとおり定める。

令和5年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

白地とし、文字は茶色とする。

島根県選挙管理委員会告示第22号

令和5年4月9日行う島根県知事選挙における政談演説会告知のために使用する立札及び看板の類の表示板の配色を次のとおり定める。

令和5年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

白地とし、文字は黒色とする。

島根県選挙管理委員会告示第23号

令和5年4月9日行う島根県知事選挙における政治活動用ポスターの証紙の地模様及びその色を次のとおり定める。

令和5年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

地模様 細紋

地模様の色 朱色

島根県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和5年3月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

1	地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数	11,053
2	地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	158,774
3	地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	
	仁多選挙区	3,389
	邑智選挙区	4,956
	鹿足選挙区	3,646
	隠岐選挙区	5,430
	松江選挙区	55,106
	浜田選挙区	14,404
	出雲選挙区	47,144
	益田選挙区	12,528
	大田選挙区	9,350
	安来選挙区	10,385
	江津選挙区	6,310
	雲南・飯石選挙区	11,570
4	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	158,774